

自動火災報知設備発信機いたずら等防止装置 「セーフティ・キーパー」

いたずらや誤って自火報発信機が押されると非火災報により、「非常ベル鳴動」又は「火災断定非常放送」等が流れて、お客さまや在館者等に多大のご迷惑がかかります。

本「セーフティ・キーパー」は、自動火災報知設備の発信機の上に取り付けた透明アクリル板カバーと同カバー側面に取り付けた警報装置により作られています。

透明アクリル板カバーを開けたら警報装置のスイッチが起動して、当該カバーのみ警報音が発報するもので、いたずら行為や誤起動の抑止効果が期待されるものと考えられます。警報音は、カバーを閉じれば停止します。

真火災を視認した場合は、カバーを開け発信機の押しボタンを強く押してください。

全館に「非常ベル」が鳴動又は「火災断定非常放送」が流れます。

直ちに消防へ119番通報して下さい。



- ① この製品は、特許を取得して製造しています。「**特許第4848021号**」
- ② この製品を設置する場合は、いたずら又は誤起動により被害を受けている状況を所轄消防本部等又は消防署に事前に相談の上、設置の承認または特例適用を受けて設置してください。
- ③ この製品は、内蔵電池（リチウム）を使用しています。約3年間の使用が可能です。使用状況により電池容量は減少します。カバーを開いて警報音が鳴動しない場合は、当該装置の交換又は内蔵電池の交換が必要です。電池を交換する場合は、仕様に指定したリチウム電池（CR2032）を使用してください。
電池の廃棄方法については、地方自治体の指示に従ってください。
- ④ この製品に関する問い合わせは、**東京プラスチック株式会社**までお願い致します。

☆使用上の注意事項☆

- 電池の仕様表示に従って正しく使用する。○電池の＋を本品に正しくセットする。
- 定期的に作動、液漏れの点検をする。○使い切った電池はすぐに本体から取り出す。

仕 様●本品の仕様、外観は改善の為、予告なく変更する場合があります。

カバー材質	透明アクリル樹脂
大きさ	大 150型、小 100型
警報装置 電 源	リチウムボタン電池 (CR2032) 3V 2個
音 圧	78dB(1mから計測)
電池寿命	約3年(鳴動数により短くなる)

東京プラスチック株式会社

〒190-0182

東京都西多摩郡日の出町平井 34-8

電話 042-597-2440

Fax 042-597-3511

Mail data@tokyo-plastics.co.jp

自火報発信機いたずら等防止装置

効果大!!

製品名は、

「セーフティ・キーパー」

大型商業施設、老人福祉施設、精神科病院、障害者福祉施設等では、いたずらや誤って自火報発信機が押されると自動的に真火災発報となり、「非常ベル鳴動」や「火災断定非常放送」によって、来場者、利用者、入居者のみなさま、近隣や関係機関に多大な影響を及ぼしかねません。

これらを未然に防止するため、「セーフティ・キーパー」がお役に立てるものと確信しています。

実績のご紹介

全国のさまざまな施設にすでに 45,000 個以上設置され、大型商業施設、老人福祉施設、特別養護老人ホーム、養護学校、障害者施設、精神科病院、文化施設、ホテル、野球場などで、いたずら等の発生防止に貢献しています。

(令和2年7月現在)



◎「セーフティ・キーパー」は、自動火災報知設備の発信機の一部に取り付けた透明アクリル板カバーと、同カバー側面に取り付けた警報装置により作られています。

本製品は、特許を取得して製造販売しています。



「特許第4848021号」

本製品を設置する際は、いたずらや誤作動により影響を受けている状況を、事前に所轄消防署に相談の上、設置の承認または特例適用を受けて設置してください。

東京プラスチック株式会社

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井 34-8

Tel 042-597-2440

Fax 042-597-3511

Mail data@tokyo-plastics.co.jp

URL <http://www.tokyo-plastics.co.jp/>

2016 年 12 月

セーフティ・キーパーの設置承認について

東京プラスチック株式会社
代表取締役 田 村 義 幸



セーフティ・キーパーは、2012 年 11 月以降、全国のさまざまな施設にすでに 20,000 個以上設置されています。大型商業施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、養護学校、文化施設等において、発信機の誤発報防止に大きな効果을上げており、社会貢献の一翼を担っていると確信しております。

消防本部等によるセーフティ・キーパーの設置承認に関しまして、産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」を活用し、自動火災報知設備へのいたずら等を防止することを目的とした透明アクリル製カバーが、消防法令に規定されている自動火災報知設備の発信機の操作上支障となる障害物に当たるかについて、経済産業大臣宛に照会しました。

関係省庁（総務省消防庁）で検討を行った結果、当該カバーは障害物に当たる可能性があるけれども、消防長又は消防署長が、当該カバーを設置しても火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、障害物にかかる規定の適用除外とすることも可能であるとの見解が出ました。

本件につきましては、平成27年6月30日付で経済産業大臣及び総務大臣連名で別添えの回答書を受け取っております。この回答は、セーフティ・キーパーの設置の際の、消防法令における位置づけを明確にし、承認を得ることが設置に向けての第一歩となることを示したものと解釈されます。

弊社は今後とも、セーフティ・キーパーの普及による社会貢献を目指して、よりいっそうの努力を重ねてまいります。ご質問等がございましたら、詳しくご説明させていただきますので、ぜひご一報願います。

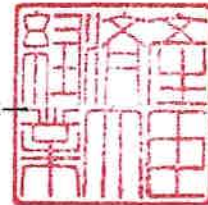
【特許第 4848021 号】



20150604製第6号
消防予第255号
平成27年6月30日

東京プラスチック株式会社
代表取締役 田村 義幸 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一



総務大臣 山本 早苗



規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

平成27年6月3日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 法令の解釈又は新事業活動等に関する法令の適用関係及びその理由

照会のあった透明アクリル製カバーについては、照会書の内容から判断すると、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第24条の2第3号の自動火災報知設備の発信機の操作上支障となる障害物に当たる可能性が高い。ただし、この場合であっても、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、当該透明アクリル製カバーを設置しても火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定により、同号に規定する基準を適用しないことができる。

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。